

令和6年度から令和8年度までの介護保険料段階表
【基準額：月額 5,600 円（年額 67,200 円）】

保険料段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	○生活保護を受給している方 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	基準額 × 0.285	1,596 円	19,100 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.485	2,716 円	32,500 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.685	3,836 円	46,000 円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方	基準額 × 0.90	5,040 円	60,400 円
第5段階 (基準段階)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円超の方	基準額 × 1.00	5,600 円	67,200 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	6,720 円	80,600 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.30	7,280 円	87,300 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.50	8,400 円	100,800 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	基準額 × 1.70	9,520 円	114,200 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	基準額 × 1.90	10,640 円	127,600 円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	基準額 × 2.10	11,760 円	141,100 円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	基準額 × 2.30	12,880 円	154,500 円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	基準額 × 2.40	13,440 円	161,200 円

※老齢福祉年金

明治 44 年(1911 年)4 月 1 日以前に生まれた方、または大正 5 年(1916 年)4 月 1 日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※合計所得金額

「収入」から「必要経費など」を控除した額です。保険料段階が第 1～5 段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。